

# 流山市水防計画

< 本 編 >

素 案

平成 20 年 1 月

流 山 市

## 目 次

<b>第 1 章 総 則</b> .....	1
<b>第 1 節 目 的</b> .....	1
<b>第 2 節 水防の責任等</b> .....	1
1 市の責任 .....	1
2 県の責任 .....	1
3 市民の義務 .....	1
<b>第 3 節 流山市防災会議</b> .....	3
1 市防災会議の職務 .....	3
2 市防災会議の組織 .....	3
<b>第 4 節 水防計画</b> .....	3
<b>第 5 節 本市の主な河川</b> .....	4
<b>第 2 章 水防組織</b> .....	5
<b>第 1 節 水防本部の設置と配備体制</b> .....	5
1 水防本部の設置 .....	5
2 水防本部の設置場所 .....	5
3 水防本部の解散 .....	5
4 災害対策本部との関係 .....	5
5 水防本部の配備体制 .....	6
<b>第 2 節 水防本部の組織と構成</b> .....	7
1 水防本部の組織系統 .....	7
2 水防本部の事務分掌 .....	8
<b>第 3 節 水防本部の連絡系統</b> .....	10
1 連絡系統 .....	10
2 通信・連絡 .....	11
<b>第 4 節 水防訓練</b> .....	12
<b>第 3 章 洪水予報・水防警報</b> .....	13
<b>第 1 節 洪水予報及び水防警報の伝達系統</b> .....	13
<b>第 4 章 情報の収集</b> .....	17
<b>第 1 節 雨量・水位の観測通報</b> .....	17
<b>第 2 節 国・県・市・報道機関等が行う情報提供</b> .....	18

<b>第 5 章</b>	<b>水防活動</b>	<b>19</b>
<b>第 1 節</b>	<b>洪水ハザードマップ</b>	<b>19</b>
<b>第 2 節</b>	<b>巡視及び警戒</b>	<b>19</b>
1	堤防の巡視における注意点	19
2	重要水防箇所	19
3	巡視結果の連絡	19
<b>第 3 節</b>	<b>河川工作物の操作</b>	<b>20</b>
<b>第 4 節</b>	<b>水防出動</b>	<b>20</b>
<b>第 5 節</b>	<b>水防標識</b>	<b>21</b>
<b>第 6 節</b>	<b>水防信号</b>	<b>22</b>
<b>第 7 節</b>	<b>水防施設、資器材</b>	<b>22</b>
<b>第 8 節</b>	<b>輸送</b>	<b>23</b>
1	輸送車両の確保	23
2	優先通行	23
3	緊急通行	23
<b>第 9 節</b>	<b>避難のための立ち退き</b>	<b>23</b>
<b>第 10 節</b>	<b>決壊時並びに決壊後の処置</b>	<b>24</b>
1	処置	24
2	警戒区域の設定	24
<b>第 11 節</b>	<b>協力応援</b>	<b>24</b>
1	応援体制	24
2	水防体制の強化	24
<b>第 12 節</b>	<b>費用負担</b>	<b>25</b>
<b>第 13 節</b>	<b>公用負担</b>	<b>26</b>
<b>第 14 節</b>	<b>水防活動の解除</b>	<b>27</b>
<b>第 15 節</b>	<b>水防報告</b>	<b>27</b>
1	緊急報告	27
2	水防てん末報告	28

# 第1章 総 則

---

## 第1節 目 的

本計画は、水防法第 32 条に基づき、流山市における洪水等による水害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、本市の各河川等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、通信及び連絡、輸送、河川工作物の操作、水防に必要な器具・資材及び設備の整備運用、水防活動並びに水防管理団体間の協力・応援等についての実施大綱を示したものである。

なお、洪水等とは、地震による堤防の漏水、沈下等の場合を含んでいる。

## 第2節 水防の責任等

### 1 市の責任

市は、水防法第 3 条の規定に基づき、また、同法第 4 条による指定水防管理団体として、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

市長は、当該河川の計画規模相当の降雨により河川がはん濫した場合における浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、洪水予報等を定め、住民に周知するための印刷物の配布などの必要な措置を講じなければならない。（水防法第 15 条、以下、水防法は「法」と略す。）

本計画に定めない水防上の細目については、河川課においてこれを定め、水防活動に万全を期するものとする。

### 2 県の責任

県は、管下の水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。（法第 3 条の 6）

### 3 市民の義務

市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合、自らの安全の確保を最優先とすると共に、地域で共に助け合い、進んで水防に協力しなければならない。

**<参考資料> 指定水防管理団体の水防事務**

- ア 水防組織の策定（法第 3 条）
- イ 水防団、消防団の整備（法第 5 条）
- ウ 水防倉庫、資器材の整備（法第 2 条第 5 項）
- エ 通信連絡系統の確立（法第 2 条第 5 項）
- オ 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- カ 水防時における適正な水防活動の実施（法第 2 条第 5 項）
  - なお、主たる内容は次のとおりである。
  - (ア)水防に要する費用の自己負担の確保
  - (イ)消防団等の出動態勢の確保（法第 17 条）
  - (ウ)通信網の操作・点検（法第 2 条第 5 項）
  - (エ)水防資器材及び設備の整備及び運用（法第 2 条第 5 項）
  - (オ)雨量、水位観測及び水位の監視・通報（法第 2 条第 5 項）
  - (カ)農業用取水堰及び水閘門等の操作（法第 2 条第 5 項）
  - (キ)堤防等決壊の通報並びに決壊後の措置（法第 26 条）
  - (ク)水防上緊急に必要なときの土地の一時使用、資材の使用もしくは収用ならびに障害物等の処分（法第 28 条）
  - (ケ)水防上やむを得ない場合の当該区域内居住者への水防活動従事の指示（法第 24 条）
  - (コ)警察官の出動要請（法第 22 条）
  - (サ)所轄の警察署長へ通知した上での避難のための立退きの指示（法第 29 条）
  - (シ)自衛隊の出動要請（知事を経由）（災害対策基本法第 68 条の 2）
  - (ス)水防管理団体相互の協力応援（法第 2 条第 5 項）
  - (セ)水防解除の指示
  - (ソ)水防てん末報告書の提出（法第 47 条）
- キ 都道府県の水防計画に応じた水防計画の作成及び見直し（法第 32 条）
- ク 水防団員数の確保（法第 34 条）
- ケ 毎年の水防訓練の実施（法第 35 条）
- コ 市は、洪水等による人的被害を解消するため、避難活動に資する情報伝達体制の確立と避難場所、避難経路の確保等について、地域防災計画への位置づけ（法第 15 条）
- サ 洪水等の災害情報を広く住民に周知するための洪水ハザードマップ作成・配布（法第 15 条）

## 第3節 流山市防災会議

### 1 市防災会議の職務

防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 流山市水防計画を調査審議すること。
- ウ 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

### 2 市防災会議の組織

市長が防災関係機関又は職員のうちから任命した委員をもって構成し、防災会議の会長は市長が務める。

防災会議の組織は、次のとおりである。

表 市防災会議の組織

会 長	委 員
市 長	ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2人
	イ 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
	ウ 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
	エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10人以内
	オ 教育長
	カ 消防長及び消防団長
	キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 5人以内
	ク その他市長が必要と認め任命する者 6人以内

《 資料 4(12) 》

## 第4節 水防計画

市は、県の水防計画に応じた市の水防計画を作成する。この際、市防災会議に諮ると共に県知事と協議することとする。

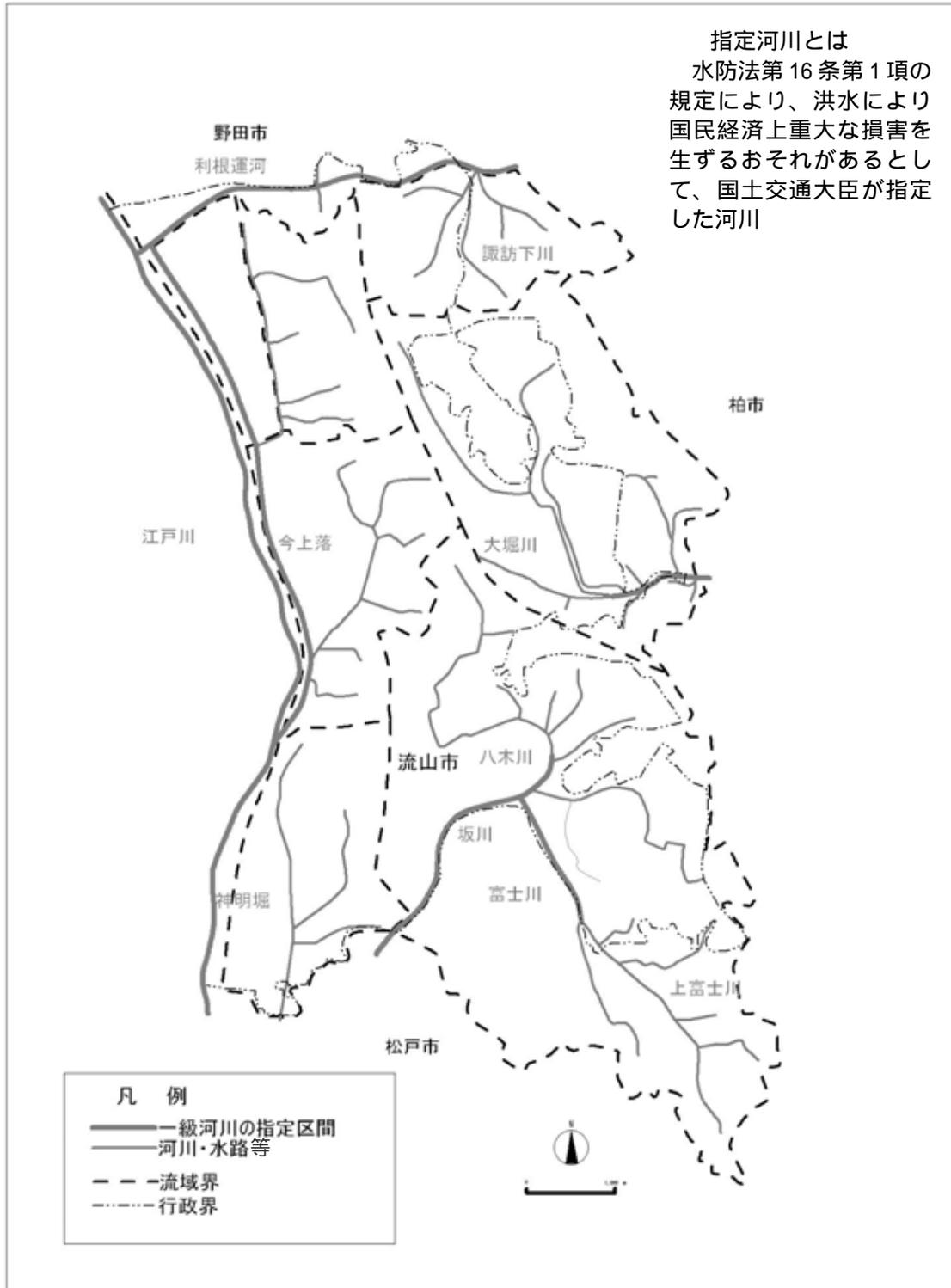
また、市は、水防計画を作成又は変更した時は、その要旨を公表する。(法第 32 条第 3 項)

## 第5節 本市の主な河川

市の主な河川は次のとおりとする。

指定河川 : 江戸川、利根運河、坂川

その他河川 : 大堀川、今上落、富士川、上富士川、神明堀、諏訪下川、八木川



## 第2章 水防組織

---

### 第1節 水防本部の設置と配備体制

#### 1 水防本部の設置

次のいずれかに該当する場合であって水防管理者（市長）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、流山市水防本部を設置する。

- ア 関係官署から水防に関する予報及び警報が発せられ、被害発生のおそれがあるとき。
- イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

#### 2 水防本部の設置場所

流山市水防本部の設置場所は、流山市役所内とする。ただし、必要に応じてその場所を変更することができる。

#### 3 水防本部の解散

市は、次のいずれかに該当する場合、流山市水防本部を解散する。

- ア 指定河川及びその他の河川がはん濫注意水位以下に減水し、危険のおそれが解消したとき。
- イ 県水防本部（東葛飾地域整備センター）より水防解除指令を受けたとき。
- ウ 水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の解散は、災害対策本部の指示による。

#### 4 災害対策本部との関係

市が災害対策本部を設置し、水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の基準は次のとおりとする。

- ア 江戸川はん濫危険情報が発表されたとき（避難勧告等の発令を判断）
- イ 上記以外の河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき

なお、上記イのように災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合には災害対策本部を設置するが、そこまで至らない場合で、集中豪雨等による市内中小河川のはん濫や低地での内水はん濫による被害が発生した場合には、水防本部を設置し、対策活動を実施するものである。

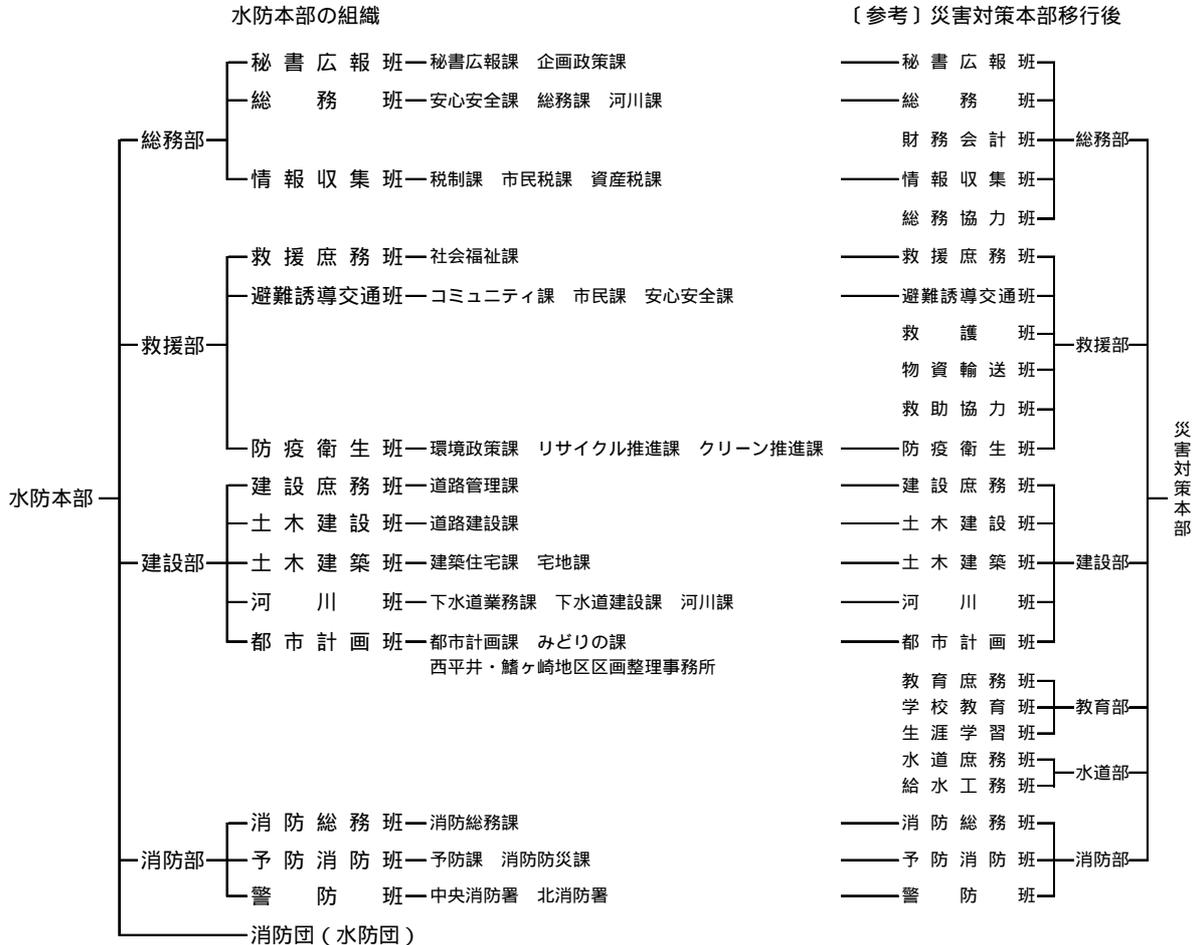
水防本部と災害対策本部の組織の対応関係については、後掲の「水防本部組織系統」に示している。

## 5 水防本部の配備体制

	配備基準	配備人員	主な水防事務及び水防活動
水防本部設置前 <b>水防準備体制</b>	ア 台風等の気象現象が認められた場合で、次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、市民生活部長が土木部長と協議し、必要と認めるとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 (イ)水防団待機水位(江戸川)	安心安全課、河川課職員数 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防に関する情報連絡を行う。</li> <li>・ 水防団は連絡・待機体制とする。</li> </ul>
水防本部設置前 <b>水防注意体制</b>	ア 台風等の気象現象が認められた場合で、次の注意報の1以上が発表され、市民生活部長が土木部長と協議し、必要と認めるとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ)水防法(第10条の2)に基づく予報 a. 江戸川はん濫注意情報	安心安全課長、河川課長、安心安全課、河川課、道路管理課、道路建設課、下水道建設課、下水道業務課職員数 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防に関する情報連絡に必要な体制を確保する。</li> <li>・ 雨量、水位観測施設等を活用し雨量水位情報を把握する。</li> <li>・ テレビ、インターネット(「千葉県防災ポータルサイト」)、「防災気象情報」等) FAXを活用し気象情報を把握する。</li> <li>・ 水防資器材を準備する。</li> <li>・ 水門、樋門、樋管等の施設管理者と連絡をとり、必要な対策(操作確認)を行う。</li> <li>・ 災害時の協力体制にある機関との連絡先を再確認する。</li> <li>・ 必要に応じて巡視を行い、異状の有無を河川課長に報告する。</li> <li>・ 水防団は第1次又は第2次出動体制に移る。</li> <li>・ 避難準備情報(要援護者避難情報)発令を判断する。</li> <li>・ 「水防注意体制」による水防事務及び水防活動を続行する。</li> <li>・ 市道並びに重要水防区域の巡視を行い、異状の有無を水防本部に報告する。</li> <li>・ 水門、樋門、樋管等の操作・運転状況を確認する。</li> <li>・ 被害状況を調査し、水防本部及び県水防本部に報告する。</li> <li>・ 関係機関と協力して警戒配置につき、被害箇所の水防作業を実施する。</li> <li>・ 避難勧告等の発令を判断する。発令される場合は誘導を行う。</li> <li>・ 避難所開設の準備を行う。</li> <li>・ 水防団は第3次出動体制に移る。</li> </ul>
水防本部設置 <b>水防警戒体制</b>	ア 次の警報の1以上が発表され、水防管理者(市長)が必要と認めるとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ)水防法(第10条の2)に基づく予報 a. 江戸川はん濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部長、全クラスのほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者	
水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	ア 次の警報が発表されたとき (ア)水防法(第10条の2)に基づく予報 a. 江戸川はん濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき		

## 第2節 水防本部の組織と構成

### 1 水防本部の組織系統



本部室構成

本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	企画財政部長
		総務部長
		市民生活部長
		産業振興部長
		環境部長
		都市計画部長
		都市整備部長
		土木部長
		消防長
		消防団長
		その他本部長が必要と認めた者

## 2 水防本部の事務分掌

表 水防本部の編成及び各班の事務分掌(1/2)

部	班	事務分掌
総務部 市民生活部長 土木部長 総務部長 企画財政部長	秘書広報班 秘書広報課長 企画政策課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 水防情報関係の広報に関する事。 3 災害時の記録及び撮影に関する事。 4 報道機関との連絡に関する事。
	総務班 安心安全課長 河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関する事。 2 職員の動員配置及び労務供給に関する事。 3 水防対策従事者名簿の作成に関する事。 4 水防情報の総括及び報告に関する事。 5 警報の伝達に関する事。 6 避難準備情報に関する事。 7 関係機関との連絡調整に関する事。 8 各部各班との連絡調整に関する事。 9 県・市防災行政無線の運用統制に関する事。 10 部の庶務に関する事。
	情報収集班 税制課長 市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関する事。 2 被害の調査及び集計に関する事。
救援部 健康福祉部長 環境部長	救援庶務班 社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 福祉会館等の避難所開設協力に関する事。 3 部の庶務に関する事。
	避難誘導交通班 コミュニティ課長 市民課長 安心安全課長	1 避難誘導に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 交通安全対策に関する事。 4 交通機関等との連絡調整に関する事。
	防疫衛生班 環境政策課長 リサイクル推進課長 クリーン推進課長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事。
建設部 都市計画部長 都市整備部長	建設庶務班 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 建設資機材の確保に関する事。 5 建設団体等との連絡調整に関する事。 6 部の庶務に関する事。

表 水防本部の編成及び各班の事務分掌(2/2)

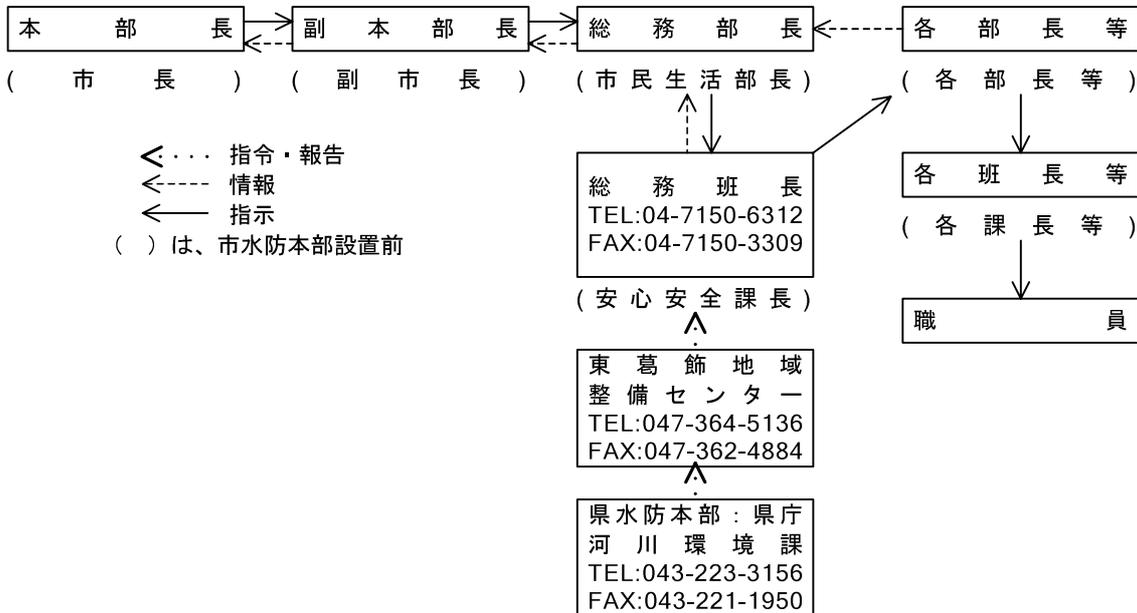
部	班	事務分掌
建設部 都市計画部長 都市整備部長	土木建設班 道路建設課長	1 道路及び橋梁の巡視、応急修理及び復旧に関する事 こと。
	土木建築班 建築住宅課長 宅地課長	1 被災者の救助に関する事 こと。 2 水防通信に関する事 こと。 3 被害調査に関する事 こと。
	河川班 下水道建設課長 下水道業務課長 河川課長	1 水防技術に関する事 こと。 2 河川及び下水道施設の巡視、応急修理及び復 旧に関する事 こと。 3 水門の監視及び操作に関する事 こと。 4 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関する 事 こと。 5 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に関 する事 こと。
	都市計画班 都市計画課長 西平井・鱒ヶ崎地区 区画整理事務所長 みどりの課長	1 部内他班の協力に関する事 こと。
消防部 消防長	消防総務班 消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 こと。 2 消防に係る関係機関との連絡に関する事 こと。 3 水防資機材の調達に関する事 こと。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被 害の調査及び報告に関する事 こと。 5 部の庶務に関する事 こと。
	予防消防班 消防防災課長 予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関する事 こと。 2 水防情報の収集及び伝達に関する事 こと。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関する事 こと。 4 消防職員及び消防団員の非常参集に関する事 こと。 5 消防通信の統制運用に関する事 こと。 6 消防の相互応援に関する事 こと。
	警防班 中央消防署長 北消防署長	1 警戒区域の設定に関する事 こと。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎよに関する 事 こと。 3 水防工作に関する事 こと。 4 避難に関する事 こと。 5 現場広報に関する事 こと。
消防団 (水防団) 消防団長		1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に 関する事 こと。 2 水防工作に関する事 こと。 3 避難活動に関する事 こと。

- 注) 1) 印は、各部の部長及び各班の班長とする。  
 2) 印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。  
 3) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、安心安全課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導交通班に配置する職員を、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。

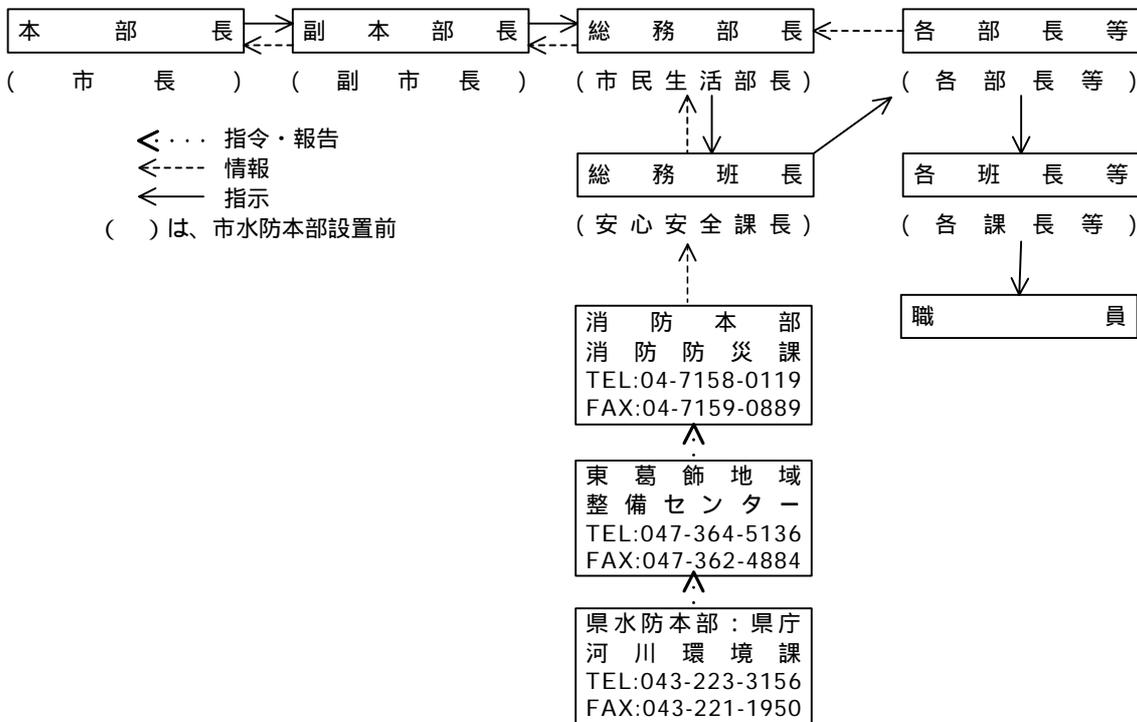
# 第3節 水防本部の連絡系統

## 1 連絡系統

### ア 勤務時間内



### イ 勤務時間外



《 資料4(6) 》

## 2 通信・連絡

水防管理者、水防団長又は消防長は、水防上緊急を要する通信を行う場合、次に挙げる通信施設を使用することができる。(法 27 条第 2 項)

水防関係機関の連絡先は資料編に示す。

### ア 通信設備

- (ア) 一般加入電話施設
- (イ) 防災行政無線施設
- (ウ) 安心メール
- (エ) 県防災行政無線・県防災情報システム
- (オ) 衛星電話・専用携帯電話

### イ 代替通信機能

- (ア) 一般加入電話における災害時優先電話
- (イ) 東日本電信電話(株) (NTT 東日本) の非常・緊急通話
- (ウ) 非常無線通信
- (エ) 他機関の通信設備
- (オ) 放送機能
- (カ) 使送による通信連絡

《 資料 4(5)、(6) 》

## 第4節 水防訓練

水害の防ぎよと避難者の安全確保を目的として、水防管理団体（市）は、水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施する。

なお、広域洪水等を想定した水防訓練は、東葛中部地区連合水防団において、松戸市と合同して、2年に一度の頻度で実施するものとする。

### (1) 実施の時期

洪水が予想される時期の前で、最も訓練効果がある時期を選んで実施する。

### (2) 実施地域

河川危険箇所などの洪水のおそれのある地域において実施する。

### (3) 方法

実施にあたり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ、他の関連する訓練と併せて実施する。

なお、東葛中部地区連合水防団における水防訓練では、松戸市長・流山市長が交互に統監に就任して行うものとする。

## 第3章 洪水予報・水防警報

---

### 第1節 洪水予報及び水防警報の伝達系統

各機関が行う洪水予報及び水防警報の伝達系統を示す。

#### (1) 気象庁が単独で行う洪水予報の伝達系統

気象庁長官が、気象等の状況によって、洪水のおそれがあると認めたときに行う予警報の伝達系統は下図のとおりである。(法 10 条第 1 項、気象業務法 14 条の 2)

なお、予警報の種類は次頁に示す。

#### (2) 国土交通省が行う水防警報及び気象庁と共同で行う洪水予報

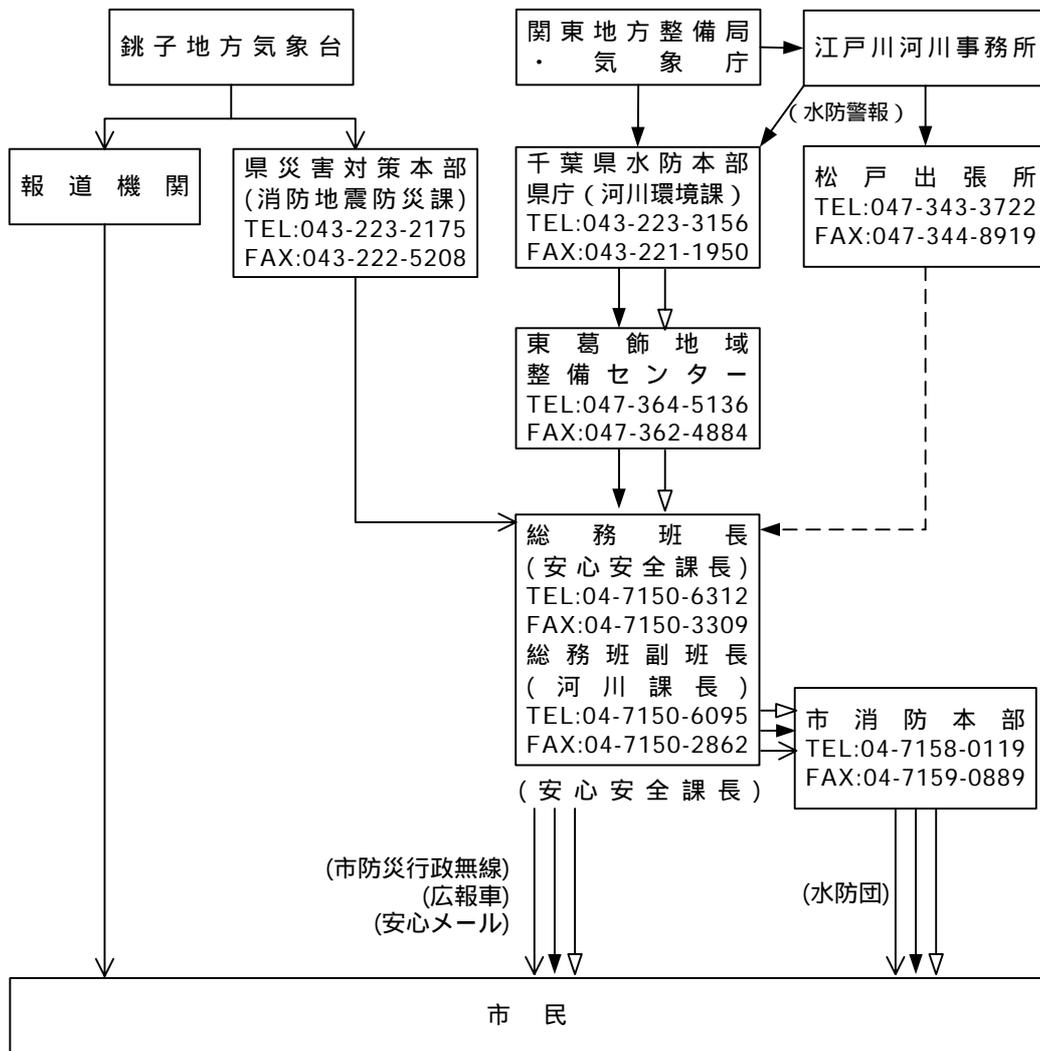
国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報及び国土交通省同局江戸川河川事務所が行う水防警報の伝達系統は下図のとおりである。(法 10 条第 2 項、気象業務法 14 条の 2 第 2 項)

なお、洪水予報及び水防警報の種類は次頁以降に示す。

#### (3) 千葉県知事が行う水防警報等

千葉県知事が行う水防警報の伝達系統は下図のとおりである。(法 16 条)

なお、県管理河川における重要水防箇所(水害を警戒又は防ぎよするために特に重要な区域)は資料編に示す。



- ← 1.気象庁が単独で行う洪水予報
  - ← 2.国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報・水防警報
  - ← 3.県知事が行う洪水予報・水防警報
- なお、実線は基本系、破線は補助系である。  
 ( ) は、市水防本部設置前の名称

## <参考資料> 予報警報の種類

### ア 気象庁の水防活動に関する予警報の種類

種 類		発表基準	
2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量 : 30mm 以上 3時間雨量 : 60mm 以上 24時間雨量 : 90mm 以上
	水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量 : 50mm 以上 3時間雨量 : 80mm 以上 24時間雨量 : 150mm 以上
	1 浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量 : 30mm 以上 3時間雨量 : 60mm 以上 24時間雨量 : 90mm 以上
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量 : 50mm 以上 3時間雨量 : 80mm 以上 24時間雨量 : 150mm 以上

- 注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。
- これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。
2. 1 この警報は、標題を出さないで気象警報と含めて行う。  
2 水防活動の利用に適合する警報は、一般の注意警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
3. 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。  
また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。
4. この基準は、平成 17 年 10 月 3 日現在、千葉県北西部東葛飾地域のものである。

## イ 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の種類

種 類	内 容	
川 洪 水 予 報	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに、注意を促すために発表される。
	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位に到達したとき、あるいははん濫危険水位に達すると見込まれるとき、厳重な警戒を促すために発表される。
	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位に到達したときに発表される。
	はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生したときに発表される。

注： 洪水予報の種類のうち、()内の記載は気象庁が単独で発表する洪水予報である。

## ウ 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	川はん濫注意情報(洪水注意報)等により、はん濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき、または水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警戒	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	川はん濫警戒情報(洪水警報)等により、または既にはん濫注意水位(警戒水位)を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。または、はん濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

出典：平成 19 年度千葉県水防計画 p.56

《 資料 4(9) 》

## 第4章 情報の収集

水防管理者は、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等（以下「予警報」とする。）の有無にかかわらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

なお、水防注意体制に入ってから、水防管理者は、国土交通省江戸川河川事務所および水防機関と連絡を密にし、江戸川上流及びその他河川の降水量、増水の状況その他必要な情報を収集し、その結果必要と認めるときは、関係者への通知又は居住者への広報を行うものとする。

### 第1節 雨量・水位の観測通報

#### (1) 雨量の観測通報

予警報を受けたとき、又は水防本部の指示があったときは、消防本部又は予防消防班において降雨量の観測を実施し、速やかに水防本部に報告しなければならない。

この場合において、観測は1時間を単位とし、必要に応じてこれを短縮して行う。

#### (2) 水位の観測通報

ア 江戸川の水位の確認は、河川課又は予防消防班で行うものとする。観測地点は、以下のとおり。確認方法は、本章2節のホームページ「川の防災情報」等による。

名称	水系河川名	位置	所管	住所
野田観測所	利根川水系 江戸川	左岸 39.03k	江戸川河川事務所	千葉県野田市中野台 (江戸川左岸野田橋下流)

イ 予警報が発せられた後において通報連絡を受けた河川課又は予防消防班は、嚴重に観測監視を行うと共に随時その状況を水防本部へ報告しなければならない。

ウ 観測所の水位が通報水位を超えたときは、水防本部は、観測結果を直ちにとりまとめて関係機関に通報し、必要な措置を講ずるものとする。

《 資料 4(5) ~ (9) 》

## 第2節 国・県・市・報道機関等が行う情報提供

情報提供者	提供情報	連絡先
国	国土交通省「川の防災情報」 ・ 雨量水位情報 ・ レーダー観測情報 ・ 水防警報洪水予報 等	パソコン： <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> 携帯電話： <a href="http://i.river.go.jp">http://i.river.go.jp</a>
	銚子气象台 ・ 気象注意報警報等	パソコン： <a href="http://www.tokyo-jma.go.jp/home/choshi/">http://www.tokyo-jma.go.jp/home/choshi/</a> TEL：0479-22-0074
	気象庁	パソコン： <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>
県	「防災気象情報千葉 雨量と河川の水位情報サイト『WINC2』」 ・ 雨量水位観測情報 ・ 気象注警報 ・ 避難判断水位到達情報 等	パソコン： <a href="http://chibapref.bosai.info/">http://chibapref.bosai.info/</a> 携帯電話：NTTドコモ： <a href="http://chibapref.bosai.info/mobile/do/">http://chibapref.bosai.info/mobile/do/</a> SoftBank： <a href="http://chibapref.bosai.info/mobile/vf/">http://chibapref.bosai.info/mobile/vf/</a> au： <a href="http://chibapref.bosai.info/mobile/au/">http://chibapref.bosai.info/mobile/au/</a>
	「自動電話応答通報装置」 ・ 管内の雨量、河川の水位	東葛飾地域整備センター TEL：047-435-6240
市	流山市安心安全課ホームページ及び安心メール ・ 防災マップ ・ 防災情報 ・ 避難勧告等の災害情報 等	パソコン： <a href="http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/seikatuanzen/index.htm">http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/seikatuanzen/index.htm</a> 携帯電話： 「テレモ自治体情報」から「流山市」を検索し事前登録が必要
	神明堀水位警報装置	携帯電話：090-4121-1495 パスワード 0192
その他機関	日本気象協会「tenki.jp」	パソコン： <a href="http://tenki.jp/">http://tenki.jp/</a>
	東京電力 ・ 雨量・雷観測情報	パソコン： <a href="http://thunder.tepco.co.jp/">http://thunder.tepco.co.jp/</a>
	各報道機関 ・ はん濫警戒情報等（坂川）	テレビ：千葉テレビ放送(株) ラジオ：NHK 千葉放送局 80.7(MHz)

## 第5章 水防活動

---

### 第1節 洪水ハザードマップ

市は、洪水予報の伝達方法、避難場所の確保を図るために必要な事項について市民に周知させるよう、洪水ハザードマップを作成し、市民に公表・配布する。

また、浸水想定区域の見直し、周辺環境の変化等で必要に応じて洪水ハザードマップを更新する。

《資料編 4 (14)》

### 第2節 巡視及び警戒

水防管理者は、出水前より各消防署、水防団により堤防の巡視に当らせるものとする。この場合において、巡視に関し必要な事項は次に定めるものとする。

#### 1 堤防の巡視における注意点

- ア 堤防の表面又は漏水・湧水の状況
- イ 堤防の亀裂の有無
- ウ 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
- エ 周辺における住民及び滞在者の数
- オ 付近の降雨量
- カ その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項

#### 2 重要水防箇所

定時又は随時に巡視するものとする。  
なお、重要水防箇所は資料編に示す。

《 資料1 》

#### 3 巡視結果の連絡

巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、直ちに河川課長もしくは水防本部に連絡して必要な措置を求めるものとする。

連絡を受けた河川課長及び水防本部は、直ちに東葛飾地域整備センターに連絡する。

### 第3節 河川工作物の操作

水門、樋門、樋管の操作の要領は次のとおり。

- ア 水防管理者は、あらかじめ水門、樋門、樋管（以下「河川工作物」という。）の操作員を選定しておくものとする。
- イ 操作員は、河川管理者の定める操作要領等に基づき操作するものとする。
- ウ 操作員は、気象条件により出水等が予測されるときは、直ちに河川工作物の点検をしなければならない。
- エ 水防管理者は、操作要領等に基づき、河川工作物の操作、その他の必要な事項について操作員に熟知させておくものとする。
- オ 河川工作物の所在及び操作員は、資料編に示す。

《 資料 4(10) 》

### 第4節 水防出動

水防団又は水防工作班は、次の区分に応じて、出動する。（法 17 条）

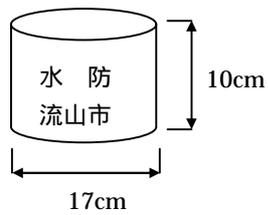
- ア 連絡・待機体制 …… 水防準備体制  
直ちに水防に取り組めるよう待機し、連絡体制を整える。
  - イ 第 1 次又は第 2 次出動体制 …… 水防注意体制  
巡視・警戒を行う。
  - ウ 第 3 次出動体制 …… 水防警戒体制  
巡視・警戒を行う。
- なお、出動方法は、各機関の定めるところによるものとする。

《 資料 4(1) 》

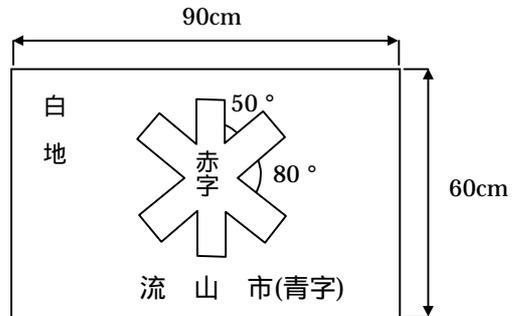
## 第5節 水防標識

水防標識は次のとおりとする。

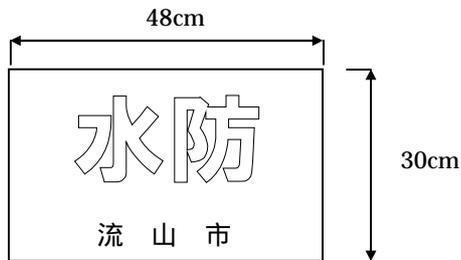
< 腕章 >



< 屯所標旗 >

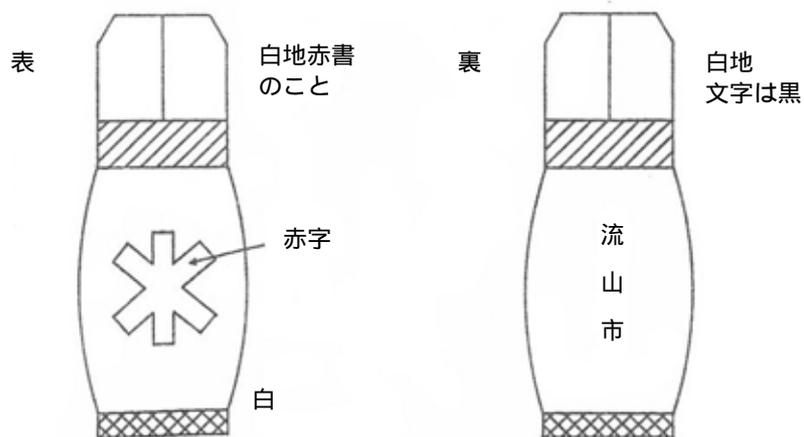


< 車両標旗 >



青地に黄色文字

< 標 灯 >



## 第6節 水防信号

水防信号は次のとおりとする。

	警鐘信号	サイレン信号
警戒信号	休止 休止 休止	約5秒 - 約15秒 休止 約5秒 - 約15秒 休止 約5秒
消防団員 全員出動	- - -	約5秒 - 約6秒 休止 約5秒 - 約6秒 休止 約5秒
居住者の 出動	- - - -	約10秒 - 約5秒 休止 約10秒 - 約5秒 休止 約10秒
避難信号	乱 打	-約1分 5秒休止 -約1分

- 注) 1.信号は適宜の時間継続すること。  
2.必要があれば警鐘信号又はサイレン信号を併用することも差支えない。

## 第7節 水防施設、資器材

水防施設及び資器材等の詳細は資料編に示す。なお、緊急時において資器材に不足が生じる場合、水防管理者、水防団長又は消防長は、公用負担として土石、竹木その他の資材を使用することができる。(法第28条)

《 資料3 》  
《 資料4(3) 》

## 第8節 輸送

### 1 輸送車両の確保

水防上の緊急輸送に使用し得る市有自動車は、資料編に示すとおりとする。

また、緊急時において当該輸送車両に不足が生じる場合、水防管理者、水防団長又は消防長は、公用負担として一般の自動車を使用することができる。(法第 28 条)

### 2 優先通行

好事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。(法第 18 条)

### 3 緊急通行

水防管理者、水防団長又は消防長は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路、又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。(法第 19 条)

## 第9節 避難のための立ち退き

河川のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長(又はその命を受けた水防本部員)は、流山警察署長に通知の上、必要と認める区域の居住者に対し、水防信号あるいは広報車等で、立ち退くべきことを指示する。

とくに、高齢者、乳幼児、児童、障害者、外国人等の災害時要援護者に対しては、安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、地域住民(自主防災組織)やボランティア等の協力を得て、相互の助け合いにより全員の安全避難を図る。

また、地下施設は、地上で入り口部のマウンドアップや防水板で防水対策を進め、迅速かつ確実に避難できるよう努める。

《 資料 4(13)、(14) 》

## 第10節 決壊時並びに決壊後の処置

### 1 処置

堤防その他の施設が決壊したときは、水防本部長及び消防長は、直ちにこれを関係者（当該施設管理者、警察及び隣接する水防管理団体等）に通報しなければならない。

これと共に、できる限りは氾濫による被害が拡大しないよう、危険性が高いと判断された時点で、次の事項に配慮し、適切な方策を講ずる。

- ・ 関係機関や地域住民に周知
- ・ 避難体制の整備
- ・ 土のう積み等の応急工事の実施
- ・ クラック等には、雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆う。
- ・ 水門及び排水機場等の破壊については、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。

### 2 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止、若しくは制限し、又はその区域からの撤去を命じることができる。この場合、ロープ等を用い水防団員が警戒に当たる。

## 第11節 協力応援

### 1 応援体制

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは、消防長に対して応援を求めることができる。（法第 23 条）

### 2 水防体制の強化

水防管理者は、水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。（法第 22 条）

## 第12節 費用負担

流山市の管轄区域の水防に要する費用は、流山市が負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体の負担とする。この負担費用の額及び負担方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村が協議して定める。

## 第13節 公用負担

### (1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防長は、次の権限を行使できる。(法第 28 条)

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹、木材、その他資材の使用
- ウ 土地、土石、竹、木材その他の資材の収用
- エ 車両、その他の運搬用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

### (2) 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、その身分を証明する証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

#### 公用負担権限委任証明書

第	号		
身 分			
氏 名			
右の者_____の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限の行使を 委任したることを証明する			
年 月 日			
水防本部長 又は		氏 名	印
消 防 長			

### (3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、そのうち、1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 証 書		
負担者	住 所	
	氏 名	
物 件 数 量	負 担 内 容 期 間	(使用収用処分等) 適 要
年 月 日		
	命令者職名 氏名	印

### (4) 損失補償

公用負担の権限の行使によって損失を受けた者に対しては、流山市は、時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条)

## 第14節 水防活動の解除

水防本部長は、水位がはん濫注意水位より減じ、かつ危険がなくなった後において、水防活動の解除を命じたときは、これを一般に周知させると共に、関係機関に対してその旨を報告するものとする。

## 第15節 水防報告

### 1 緊急報告

水防本部長は、千葉県東葛飾地域整備センター長に緊急に報告すべき事項は次のとおりである。

- ア 消防機関等を出動させたとき。
- イ 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- ウ 堤防が決壊、はん濫したとき。
- エ その他必要と認める事態が生じたとき

## 2 水防てん末報告

総務班は、水防が終結した時は遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防活動実施報告書次頁様式により東葛飾地域整備センター及び水防本部長に報告すると共に、水防記録を作成し、これを保管しなければならない。

- ア 降雨並びに水位記録
- イ 出動並びに水防解除の時刻
- ウ 消防機関等に属する者の出動時間及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- カ 使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- キ 法第 28 条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所
- ク 障害物を処分した数量及びその事由、並びに除去の場所
- ケ 土地を一時使用した時はその箇所及び所有者名とその事由
- コ 他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めたときはその状況
- サ 居住者出動の状況
- シ 警察官出動の状況
- ス 立ち退き状況及びそれを指示した事由
- セ 水防関係者の死傷
- ソ 殊勲者及びその功績
- タ 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- チ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- ツ その他必要なる事項
- テ 社団法人千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況

## 水防てん末報告

## 水防実施状況概要報告書

(様式1)

(作成責任者)

管理団体名					指定非指定別									
水防実施時の台風又は豪雨名						報 告 年 月 日	平成 年 月 日							
水場 防 実 施 所					日 時									
						所	管理団体支出分	県支出分	合 計					
出 動 人 員 数	水防 団員	消防 団員	その他	計	要 経 費		人件費	円	円	円				
						物件費								
						合計								
水及 防 作 び 業 の 工 概 要 法	工法				水 防 の 結 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
						効果	m	a	a	戸	m	m	人	
						被害	m	a	a	戸	m	m	人	
他団体よりの応援の状況														
居住者出動状況														
警察の援助状況														
現地指導者氏名														
水防関係者の氏名														
立ち退きの状況及びそれを指示した理由														
水防功労者の氏名と年齢、所属及びその功労概要														
堤防その他の異常有無及び緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損害状況														
水防活動に対する自己批判														
備 考														

- 注) 1.各水防管理団体及び現地指導班で水防を行った箇所ごとに作成する。  
 2.各水防管理団体は管轄現地指導班に箇所ごとの報告書に集計表をつけて2部提出すること。  
 3.集計表は本様式を利用し水防実施箇所は箇所数のみを記入する。

(様式2)

## 水防出動及び実施団体並びに人員調

出動水防管理 団 体 名	指 定 非指定別	台風名又は 出水期の別	水防実施延人員					適 用
			水防 団 体	消防 団 体	その他	自衛 隊員	計	
		自 月 日 豪雨 至 月 日	( )	( )	( )	( )	( )	
		台風 号	( )	( )	( )	( )	( )	
合 計			( )	( )	( )	( )	( )	

- 注) 1.水防実施延人員欄の( )書は出動待機を含まない実際に水防作業に従事した人数。  
2.水防団員とは消防組織ではない水防法第5条に基づく水防団の団員とする。  
3.その他とは、水防法第24条に基づく居住者等の水防従事者等を記載すること。

(様式3)

## 水防管理団体の水防所要経費調

台風及び 出水別	水防管理団体名	所用経費				適 用
		使用資材	購入器材	人 件 費 (食糧費)	合 計	
		円	円	円	円	
	計					

- 注) 1.台風及び出水ごとに分類して記載すること。  
2.所要経費には都道府県及び国よりの支給分を含めないこと。

(様式4)

## 使用した主要水防資材量調

水 防 管 理 団 体 名	使用した主要水防資材量						適 用
	土のう袋	防 水 シ ー ト	縄	丸 太	鉄 線	そ の 他	
	枚	枚	kg	本	kg		

(様式5)

## 水防効果（被害防止及び実被害）調

台風及び 出水別	水防管理 団体名	一 般 災 害						土 木 災 害			合 計
		田 (ha)	畑 (ha)	家屋	工 事 其 他 公共施設 等被害額	その他	小計	河 川 被害額	その他 土 木 被害額	小計	
合 計											

- 注) 1.台風及び出水ごとに分類して記載すること。  
2.その他には人畜の被害等を記入のこと。